

## 食品を販売する方へご利用規約

令和3年6月1日から、食品を扱う事業者の「営業許可制度」が見直されるとともに、あらたに「営業届出制度」が創設されました。これにより、これまで保健所への届出をしていなかった事業者も「届出」が必要となる場合があります。具体的には、食品衛生法の要許可業種、容器包装に入った長期間常温で保存可能な商品の販売をする業種以外の営業は、全て届出の対象となります。

出店にあたり、届出の対象となる出店者の方は、出店場所を管轄する保健所に問合せの上、届出手続を完了するとともに、完了したことが確認できる書面の提示をお願いいたします。

### 出店時の諸注意

1. 販売できる食品は、管轄保健所で営業許可を受けた施設で調理加工し、包装(密封)して製品にし、食品表示(ラベルに名称(品名)、原材料名、原料原産地名、内容量、期限表示、保存方法及び製造者氏名所在地)が記載された物に限ります。
2. 保健衛生上不可な物、現場調理品、お弁当(仕出し)、ごはん類、サンドイッチ等、腐りやすいもの、生クリーム等の生ものは販売できません。
3. 野菜や果物の食品表示につきましては、JAS法など法令を順守してください。
4. 衛生管理を滞りなく行い、万が一発生した事故については、すべて出店者の責任において処理してください。
5. 食品の販売ブース店頭には、販売者の名称と連絡先の表示をお願いいたします。
6. 現地調理はできません。
7. 試食品はその場で果物野菜などをカットして提供してください。**持ち帰りは不可です。**
8. 会場内での火気の使用は禁止とします。
9. 日よけなどに気を遣い、食中毒などおこさないよう各自ご注意ください。
10. 各ブースで発生したゴミは、各自お持ち帰り下さい。
11. 販売後にゴミが出る出店品の場合は、ゴミ箱の設置をお願いいたします。
12. 周囲に迷惑になる行為、主催者の指示に従わない場合は、出店を取りやめていただくことがあります。
13. 野菜や果物などの水分を含んだ商材の場合、地面が汚れないように、ブース内にシートを敷くなどの工夫を行ってください。
14. 主催者及び関係当局が不適切と判断したものについては出店をお断りします。
15. 食品の販売については出店者の責任において行って下さい。主催者及び関係当局は責任を負いかねます。

リサイクル運動市民の会

お問合せ [marche@recycler.jp](mailto:marche@recycler.jp)